
「SNSでPR投稿をすると報酬がもらえる」と
エステサロンで勧誘する事業者に関する注意喚起

（消費者庁HPより抜粋）

消費者庁では、消費者安全法に基づき、「SNSでPR投稿をすると報酬がもらえる」と
エステサロンで勧誘する事業者に関する注意喚起を行いました。

○「SNSでPR投稿をすると報酬がもらえる」とエステサロンで勧誘する事業者に
関する注意喚起（令和6年10月24日付け報道発表資料）

※ 報道発表資料については消費者庁ウェブサイトでも確認いただけます。

（URL）<https://www.caa.go.jp/notice/release/2024/>

【消費者庁からのアドバイス】

○「無料体験」、「お試し施術」などをきっかけにした勧誘はご用心！

○高価な支払いをするために長期のクレジット契約を求められるような物には要注意！

○被害に遭ったらあきらめずに「188（いやや!）」へ電話してみましょう。

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ **Facebook** で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



エステと副業 異業種タッグの手口



※エステサロンのイメージです

無料エステ体験でエステサロンに来店した際
「月1回、広告を自分のSNSに投稿をすれば
月1万円の報酬がもらえる副業がある」
などと勧誘され
高額な加盟金を支払って始めたものの
実際には、報酬が支払われず
事業者との連絡が取れなくなったという相談が
二十代の女性を中心に各地の消費生活センター等に
数多く寄せられています。

- ✓「無料体験」、「お試し施術」などを
きっかけにした勧誘には御用心！
- ✓高額な支払をするために
長期のクレジット契約を求められたら
要注意！
- ✓被害に遭ったらあきらめずに「188」へ！



詳細情報はこちらをチェック

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/>



トラブルに
困ったら

消費者ホットライン

1 8 8

